

第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成31年1月
 暮らしの安心局水環境保全課

「第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想（案）」の策定にあたり実施したパブリックコメントの実施結果について報告する。

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 募集期間：平成30年12月7日（金）～12月20日（木）
- (2) 募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱
- (3) 募集結果：電子メール23件（13名）

2 構想への反映状況と主な意見の内容

※「対応」の区分は、反映（◎）、盛込済（○）、今後検討（△）、その他（－）

項目	主な意見	対応方針	対応
基本方針	人口密集地域以外は、コンパクトな処理施設（合併処理浄化槽）とするべき。思い切った管路の見切りが必要である。	構想案に盛り込み済み。	○
課題と施策	防災拠点や避難所となる学校や集会所の単独浄化槽を率先して、合併処理浄化槽に転換するべき。	既に市町村に働きかけしており、構想案にも盛り込む。	◎
施設の統廃合	農業集落排水処理施設の統廃合や公共下水道への接続を行うべき。	構想案に盛り込み済み。	○
	「中部クリーンセンター」を公共下水道へ接続する管渠を早急に整備するべき。	広域化等の検討の方向性として、構想案に盛り込み済み。	○
	集落排水施設を公共下水道に接続後も、合特法の対象業者に配慮すべき。（2件）	市町村が判断することだが、現状では配慮されていると認識している。引き続き流域別の広域化等検討会で検討する。	△
	下水道等の統廃合は、一時的には経費削減になるが、抜本的な対策にならない。	引き続き流域別の広域化等の検討会で、経費節減効果等を検討する。	△
汚泥処理	集落排水を公共下水道に接続すると汚泥が産業廃棄物となり、有効利用に影響が生じる。汚泥減量化や有価物の抽出など技術革新への積極的なアプローチも必要である。	本県の廃棄物担当部局とも調整して、処理の方向性を提示できるよう検討を進める。汚泥の減量化や有価物の抽出等についても研究する。	△
	汚泥処理について、鳥取県廃棄物処理計画と整合を図るべき。	鳥取県廃棄物処理計画の汚泥処理については、鳥取県生活排水処理施設整備構想を基に計画されているため、整合は図られる。	－
	下水汚泥は鳥取県廃棄物処理計画により、民間のリサイクル業者を活用すべき。	中部地区の農業集落排水及びし尿処理等の農地還元を除いて、民間のリサイクル業者を活用している。	－
地方公営企業会計	公営企業会計として下水道単体ではなく、し尿処理施設やごみ焼却施設なども統合するべき。	し尿処理やごみ焼却は、現在、公営企業法の適用を受ける事業ではないため、国の動向を注視する。	－
浄化槽行政	単独浄化槽から合併処理浄化槽への改築工事費の財政支援の拡充を図るべき。	国のH31年度予算では、宅内配管についても補助対象となる見込みであり、本県でも国の動向を見ながら検討する。	△
	合併処理浄化槽の適正な維持管理（点検・清掃・法定点検）の実施率を100%とするべき。	市町村、浄化槽協会及び法定検査機関・鳥取県保健事業団等と連携し、実施率の向上に向けて努力する。	△
	東部、中部、西部などの地区ごとに、市町村を超えて広域化・共同化により合併処理浄化槽を整備すべき。	広域化・共同化、集合・個別処理を組み合わせ、より効率的な処理ができるよう広域化等の検討会で検討する。	△
	合併処理浄化槽を全て市町村設置型とし、下水道と同等な料金とするべき。	各市町村で検討していただく内容と考える。	－